

## 岬町への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

雇用・労働行政の充実・強化は非常に重要であると認識しており、現下の厳しい雇用失業情勢のなか、臨時応急の措置として実施された緊急雇用創出基金事業等に取り組み、緊急かつ臨時的な雇用を図っているところです。引き続き緊急雇用創出基金事業等を実施し、雇用創出を図ってまいります。

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

働く意欲と能力がありながら様々な就労阻害要因を抱えている相談者等に対しましては、総合相談事業における地域就労支援事業を中心に、庁内関係機関と連携を深め、相談者が求めている課題の解決に取り組んでいるところです。また、景気の悪化により仕事とともに住居をなくされた方々への支援策につきましては、関係機関との連携強化を図ってまいります。

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

#### (回答)

改正最低賃金法や労働基準法などの関係法令につきましては、町広報紙・ホームページ等での周知を図るとともに、商工会等の関係機関と連携を図り町内各事業所への周知に努めてまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨の周知につきましては、商工会等の関係機関との連携を図るとともに、町広報紙・ホームページ等の媒体を活用するなど周知方法について検討を行ってまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

産業の活性化に向けた取り組みの強化につきましては、先進地域の情報収集に努め、適正な取り組み方法について検討を行ってまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本町におきましては、現在「岬町企業誘致に関する条例」を制定し、各種優遇制度を設け企業誘致を推進しております。今後においても企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

法制度の範囲において、中小・地場企業への支援を努めます。とりわけ、国の緊急経済対策において連携を図ってまいります。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請二法や下請ガイドライン等の周知につきましては、広報誌・ホームページ等の媒体を活用するなど、町内各事業所への周知について検討を行ってまいります。

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

現在策定中の平成22年度からの「新集中改革プラン」の中で、具体的な取り組み施策や目標値を示してまいります。また、積極的な情報公開に努めます。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

住民との協働のまちづくりを進めるためNPO法人の認証事務を実施しており、NPOや住民グループの自発的な活動を支援・連携して、よりよい町づくりに努めてまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検

証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

(3) について、スムーズな権限委譲を進めるため具体的な「権限委譲計画」を作成するとともに、大阪府最南端にある地形の特性から、隣接の阪南市と広域連携して権限委譲に取り組んでまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

基礎自治体の逼迫した財政状況のもと、大阪府と連携して、地方財源の充実確保に向け国へ積極的な提言ができるように努めてまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

「集中改革プラン」などの行財政改革に伴い、住民の皆様に分かりやすい行政評価システムとなるように現行のシステムの改良に努め、外部評価システムについても検討してまいります。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

岬町立子育て支援センターを開設して、親子で遊べる場、仲間をつくる場、ほっとする場を提供しています。育児の心配事を気軽に支援センタースタッフなどにその場で相談できるように努め、専門機関にもつないで子育て支援の強化を図ってまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

学校における子どもの安全確保を図るため、本町では今年度及び来年度において、大阪府からの学校安全交付金を活用し、非常通報システムの整備と充実及び学校門のオートロック開閉装置の整備を進めることとしています。府に対しては、現在の財政支援制度を継続するよう、大阪府町村長会として要望しているところです。

なお、子どもたちの登下校時の安全確保については、地域住民のボランティア活動を今後もお願いし、見守り活動を継続して実施してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小中学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で1学級の児童・生徒は40人を標準とすることを定められています。平成15年度からは、40人を下回る学級編制の基準を定めることが可能となりました。大阪府教育委員会では、平成16年度から段階的に学級編制基準を引き下げ、平成19年度には、府内すべての公立小学校の1・2年生が35人を基準とした学級編制となっています。学級編制基準の引き下げにより、「個に応じたきめ細かな指導」の充実が図られ、基本的な生活習慣や学習面の指導の教育効果も上がっているところです。

この大阪府独自の学級定数引き下げ措置を堅持するとともに、小中学校全学年に拡充するよう、大阪府町村長会として要望しているところです。

キャリア教育は「児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」と定義され、端的には「児童一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育」ともいわれています。

現在本町の各校においては、子どもたちの発達の段階に応じて、生活や社会、職業や仕事との関連を重視して、特別活動や総合的な学習の時間をはじめとした各教科等の特質に応じた学習に取り組んでいるところです。

児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自らの意思と責任で進路決定する能力・態度を身につけることができるように、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開できるよう推進してまいります。

今後も小・中の連携を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育て、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の取り組みの充実を図ります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

大阪府へ大阪府町村長会として次のように要望しているところです。

就学援助制度について、義務教育の機会を保障するため、各市町村が実施している就学援助制度の堅持と充実のため、大阪府独自の財政支援制度を創設すること。また、地方税制措置の拡大を図るよう国に働きかけること。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

早期発見・早期対応の重要性に鑑み、各種相談事業の充実に取り組み、関係機関ネットワークの強化に努めてまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

各種相談業務の充実に取り組むとともに、「配偶者暴力防止法」についての周知啓発のために具体策を検討してまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

「岬町男女共同参画行動計画(ウイッシュプラン)」に基づき、今後とも啓発などの施策の推進

に努めてまいります。

## 6 . 環境・街づくり・平和人権施策

### (1) ( 温室効果ガス排出量削減施策の充実 )

【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】( 泉南市、能勢町、太子町、岬町、千早赤阪村 )

地球温暖化の原因となる温室効果ガス( 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど ) の削減に向けて、早急に計画を策定し実行していくこと。また国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

( 回答 )

温室効果ガス( 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど ) の削減に向けて、最近の状況について研究し、新たな「地球温暖化防止計画」の策定に努めてまいります。

### (2) ( 3 R の推進とリサイクル率の向上 )

リデュース( 発生抑制 )・リユース( 再使用 )・リサイクル( 再利用 ) 「 3 R 」 の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率( 10.6% ) を早期に全国平均並み( 19.6% ) にするために、各自治体でも施策を強化すること。

( 回答 )

本町におきましてもリサイクル率の向上のため、平成22年4月1日から、これまで「可燃ごみ」としていたプラスチック製容器包装ごみを「資源ごみ」として新たに分別収集しリサイクルを行います。今後ともリデュース( 発生抑制 )、リユース( 再使用 )、リサイクル( 再利用 ) 「 3 R 」 の取り組みの強化を図ってまいります。

### (3) ( 災害対策・耐震対策の拡充 )

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

( 回答 )

災害時用の食糧備蓄については、計画設定数の備蓄満了に向けて年次的に取り組んでおります。また、各自治区等のコミュニティで実施される炊き出し訓練などを支援しております。今後も、大阪府などの施設管理者と情報交換を緊密に行い災害対策の強化に努めてまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べる

と低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

現在、本町においては、民間住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用について補助制度を創設し、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるところでございます。

住宅の耐震化につきましては、広報誌への掲載やパンフレット等の窓口への設置、また町が主催するイベントでPRするなど、普及啓発に努めているところでございます。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

「安心・安全な生活」を確保するため、本町では多奈川小学校に地域安全センターを設置しました。今後においても、他の小学校区のコミュニティにおいても地域安全センターを大阪府と連携して設置できるように努めてまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

交通におけるバリアフリー化は、高齢化が進行する本町での重要な課題です。とりわけ地球温暖化防止にもつながる公共交通機関のバリアフリー化の推進のため、大阪府・鉄道事業者と連携し、本町の中心であるみさき公園駅の改善を図ってまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

（回答）

人権侵害に対応するため人権啓発活動を推進し、人権救済及び人権教育・人権啓発に関する措置に努めます。また、人権擁護に関する施策の総合的な推進を図り、人権尊重社会の実現に寄与してまいります。

（7）（平和発信機能の強化）

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

（回答）

恒久平和は人類共通の願いであり、戦争の惨禍を二度ともたらしはならないことを、あらゆる地域の人々に理解していただけるように、本町としても努力してまいります。